

お知らせ

国民健康保険高額療養費支給申請のご案内

1か月に支払った医療費が自己負担限度額を超えて高額となった場合、高額療養費の支給対象になります。診療月の約3か月後に支給申請のお知らせ（はがき）を送付します。申請の際に領収書が必要となりますので医療費が高額になった場合は領収書の保管をお願いします。

確定申告で医療費控除を受ける方へ

平成26年11月から12月診療分の高額療養費の支給案内は、2月から3月に送付の予定です。確定申告のために税務署へ医療費の領収書を提出される方は、提出前にコピーしておくことをお勧めします（高額療養費

マーク概要

- 日…日時 円…参加費
場…会場 講…講師
内…内容 備…ほかの情報
対…対象者 FAX…ファクス番号
定…定員 ㊟…Eメール
持…持参品 問…問い合わせ先
募…募集期限・期間
申…申込方法・申込先

支給申請は「コピー」で可。また領収書を紛失した場合は、医療機関などで支払い証明書または領収書の再発行を受けてください。

次のものは高額療養費の計算の対象となりません。

- 入院時の食事代、差額ベッド代
- 保険外診療にかかった医療費
- 70歳未満の方で、一つの医療機関、医科・歯科・入院・外来別で1か月2万1千円以下の自己負担分（院外処方の場合、処方箋発行機関と処方薬局の自己負担金額は合算できます）

※自己負担限度額は、世帯で異なりますのでお問い合わせください。また、申請期限はご案内から2年です
申 各庁舎市民窓口センター

問 国保医療課 国民健康保険係
28・6020

市連合婦人会防災学習会

日 2月15日（日）13時～14時30分
場 福祉会館4階 多目的ホール
内 女性の視点で考える防災・減災・復興についてみんなで学びましょう！
講 相川康子さん（NPO政策研究所専務理事）

問 市連合婦人会事務局（生涯学習課）
28・6046

高額医療と高額介護の合算制度のお知らせ

医療と介護サービス両方を利用し、一年間の自己負担額の合計が基準を超えた場合、その超えた額を支給します。

該当者には通知します

該当する方には、2月と3月に分けて通知します。通知が届いたら申請手続きをしてください。ただし、対象期間中に加入保険の変更がある場合は通知ができません。

計算対象期間（平成25年度）
平成25年8月～平成26年7月
申請期限
平成25年度分は平成28年7月末
問 国保医療課 後期高齢者医療係
28・6017
国保医療課 国民健康保険係
28・6020
※社会保険の方は、ご加入の健康保険へお問い合わせください

■基準額（平成26年7月31日時点の世帯状況で計算します）

●後期高齢者医療制度に加入している方、または国民健康保険に加入している70歳から74歳の方

① 保険証の負担割合が3割となっている場合	67万円
② 世帯員全員が市民税非課税の場合	31万円
③ ②のうち、世帯員全員の所得が一定以下の場合 ※1	19万円
④ ①・②・③以外の場合	56万円

※1 世帯全員が市民税の課税対象となる各種所得が無い方など（年金収入のみの場合は年金受給額80万円以下）

●国民健康保険に加入している70歳未満の方

① 世帯員全員の合計所得が一定以上の場合 ※2	126万円
② 世帯員全員が市民税非課税の場合	34万円
③ ①・②以外の場合	67万円

※2 基礎控除後の合計所得が600万円を超える場合

【自己負担額の計算上の注意】

- 70歳未満の方は、同じ医療機関、同じ診療科で1か月21,000円以上の自己負担のみが合計の対象となります。
- 高額療養費・高額介護サービス費支給分は差し引きします。
- 入院時の食事・差額ベッド代、保険外診療など、高額療養費（高額介護サービス費）の対象とならないものは合計の対象となりません。
- 差額が500円以下の場合は支給対象となりません。

市・県民税の申告を忘れずに！
2月10日（火）～3月13日（金）

左記の会場で地区ごとに申告相談を行いますので、該当する日にお越しください。申告がないと、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料が正しく算定されないことがあります。

※青色申告、譲渡所得、雑損控除、準確定申告（死亡者）、住宅借入金等特別控除などの申告は当会場では受付できませんので税務署にご相談ください

申告が必要な方

平成27年1月1日現在本市にお住まいで、平成26年中に次に該当する方

- ①営業・漁業・農業・不動産などの事業収入があった方
- ②給与や年金以外に、個人年金、シルバー人材センター配分金、報酬、原稿料などの収入があった方
- ③パート、アルバイトの方や、平成26年中に退職した方で、確定申告や年末調整をしていない方
- ④所得がなかった方が、年金・福祉・医療費助成などの手続きで所得の審査が必要な方（所得がなかったことの申告）

①～④に該当しても、次のいずれかに該当する場合は申告の必要がありません

○税務署へ確定申告を提出した方

- 給与所得のみで勤務先で年末調整をした方
- 公的年金などの収入のみで、所得控除がない方
- 確定申告・年末調整・公的年金の扶養控除対象者とされている方で、所得がない方

申告に必要なもの

- 認め印
- 収入を証明するもの（源泉徴収票、給与明細書、売上伝票など）
- 各種控除金額を証明するもの（生命保険や地震保険の保険料控除証明書、医療費領収書、国民年金保険料控除証明書、任意継続保険料領収書など）

注意事項

- 営業・農業・漁業・不動産などの事業所得を申告する場合は、収支内訳書を作成してご来場ください
- 医療費控除を受けようとする方は、領収書の日付が平成26年中であることを確認し、領収書を整理・計算してご来場ください

申告受付時間
午前の部：9時～11時 午後の部：13時～15時

	対象地域	相談日	会 場
土居	中村・小林・藤原（農業申告専用）	2/10（火）	土居庁舎3階大会議室
	津根・野田・土居・入野・浦山・畑野（農業申告専用）	2/12（木）	
	上野・北野・天満・蕪崎（農業申告専用）	2/13（金）	
	上野・北野・小林	2/16（月）	
	津根・蕪崎・中村	2/17（火）	
	天満・野田・藤原	2/18（水）	
川之江	土居・浦山・畑野・入野	2/19（木）	川之江文化センター大ホール
	金生町山田井・上分町	2/23（月）	
	妻鳥町	2/24（火）	
	川之江町	2/25（水）	
	金田町・柴生町・下川町	2/26（木）	
新宮	金生町下分・川滝町	2/27（金）	新宮公民館1階研修室
	全地区（年金申告専用）	3/ 3（火）	
	全地区	3/ 4（水）	
伊予三島	全地区	3/ 5（木）	福祉会館4階多目的ホール
	上柏町・村松町・下柏町・中曽根町（年金申告専用）	3/ 3（火）	
	三島紙屋町・三島朝日・三島宮川・具定町・寒川町（年金申告専用）	3/ 4（水）	
	三島中央・三島金子・中之庄町・豊岡町（年金申告専用）	3/ 5（木）	福祉会館3階会議室
	金砂町・富郷町	3/ 4（水）	
	上柏町・村松町・下柏町・中曽根町	3/ 9（月）	
	具定町・寒川町	3/10（火）	
	中之庄町・豊岡町	3/11（水）	
	三島紙屋町・三島朝日・三島宮川	3/12（木）	
	三島中央・三島金子	3/13（金）	

※混雑解消のため、できるだけ指定日にお越しください。なお、期間中は上記以外の会場では申告できません

市・県民税に関すること
税務課 市民税係 28-6009
確定申告に関すること
伊予三島税務署 24-5410



防災有線告知システム運用開始

防災情報やイベント情報などを市民の皆さまにお知らせする防災有線告知システムの本格運用を開始します。従来の音声放送によるお知らせのほか、次にご案内する多様な方法で放送内容を確認することができます。ぜひ活用ください。

防災・広報メール

放送内容をメールで受信することができます。次の手順で登録してください。

※迷惑メール対策を行っている場合は、あらかじめ [shikokuchuo.jp] からのメールを受信できるように設定を行ってください

①次のアドレスに空メールを送信

✉ diss-mlmg-entry@bousai.shikokuchuo.jp

②送信元のアドレスに登録案内メールが届きますので、メールに記載されている説明に従って登録してください



テレガイド（フリーダイヤル）

次の電話番号（無料）から放送内容を確認することができます。

0120・459・860

01200・シロク・ハローと覚えてください

音声応答後、「＊1」を押してください。

※このダイヤルの運用開始に伴い、川之江防災行政無線テレガイドは廃止します

ホームページ・ケーブルテレビ

防災有線告知システムポータルサイトや、ケーブルテレビの行政チャンネル（12チャンネル）のテロップで放送内容を確認することができます。

https://www.bousai.shikokuchuo.jp/

※市ホームページの「安心・安全」からもアクセスできます

※夜間・休日などにおける火災放送や地区放送などの場合、放送内容を確認できないことがあります。あらかじめご了承のうえご利用ください

総務課 28・6002

第2回愛顔でバッチリ！合同企業説明会

日 2月14日（土） 13時～16時
場 西条市中央公民館 多目的ホール

特定非営利活動法人eワーク愛媛 合同企業説明会事務局
0897・47・43007
e-works13@e-works.ticc.ehime.or.jp

年金加入の手続きをお忘れなく！

年金加入の手続きを忘れると、将来受け取る年金額が減る場合や、年金そのものが受け取れなくなる場合があります。「こんなとき」には年金加入の手続きを行ってください。

○市役所で手続きをする場合（国民年金の加入や変更の手続きをしてください）

こんなとき	手続きをする方	用意するもの
会社を退職したとき	厚生年金や共済組合に加入していた20歳～60歳未満の方	年金手帳・認め印・社会保険等資格喪失証明書または離職票など退職日のわかる書類
配偶者の退職により扶養から外れたとき	専業主婦（夫）で20歳～60歳未満の方	年金手帳・認め印・社会保険等資格喪失証明書または離職票など退職日のわかる書類
失業給付の受給、収入増、離婚などで配偶者の扶養から外れたとき	専業主婦（夫）で20歳～60歳未満の方	年金手帳・認め印・社会保険等資格喪失証明書など配偶者の扶養から外れた日のわかる書類
20歳になったとき	厚生年金や共済組合に加入していない方	認め印・日本年金機構から郵送されてきた書類

○会社で手続きをする場合

こんなとき	手続きをする方	どうする？
会社へ就職したとき	厚生年金や共済組合に加入する方	会社が手続きを行います 会社にお問い合わせください
結婚、収入減、失業給付の終了などで配偶者の扶養になったとき	専業主婦（夫）で20歳～60歳未満の方	配偶者の会社が手続きを行います 会社にお問い合わせください

市民窓口センター 28-6018

「消防防災センター」 3月中旬に仮運用を開始

現在、旧三島会館跡地に建設している「消防防災センター」は、3月末に完成の予定です。

消防防災センターには、消防本部・消防署（下柏町）と三島分署（三島金子一丁目）が統合して移転するとともに、市道、下水道などを所管している建設部（商工会館・川之江庁舎）も移転する予定です。

消防防災センターは、各設備などの試運転を兼ねて、まず、消防本部・消防署が3月中旬には仮運用を開始し、その後、建設部が移転する予定です。

なお、移転についての詳しい内容は、広報3月号でお知らせします。

問 経営企画課 28・6005

デジアナ変換が終了します

ブラウン管などのアナログテレビでケーブルテレビを視聴している方は、4月からNHKや民間放送などの地上波が見られなくなります。

そのため市では、総務省より地上デジタルチューナーの給付を受け、市民の方（1世帯1台）にお配りする事業を行っています。本庁・各庁舎市民窓口センターで申請の受け付

け及び給付を行っています。

テレビがアナログ放送の場合、画面に次の内容が表示されます

○画面上部「ご覧のアナログ放送は2015年3月で終了します」
○画面下部「地デジチューナー無料配布中」

※給付事業活用のため最終確保台数に限りがあります。また、設置はご自身でしていただく必要があります

問 秘書広報課 情報政策係

28・6204
四国中央テレビ
24・0130

市民文化ホール建設基本計画を策定しました

これまで市民文化ホール建設に向けて市民参加のもと設計を進め、建設業者選定の入札を3度実施しましたが、事業費を増額したにも関わらず、選定には至りませんでした。

そこで、これ以上の増額は市民の皆さまの理解を得ることは難しいと判断し、設計内容の見直しや市民負担を軽減できる合併特例債を活用し、当初事業費内で早急に建設を進めることとしました。

そして今回、これまでの市民文化ホール建設基本構想をもとに、市議

会とともに新たな建設基本計画を策定しました。

基本計画は、市ホームページ、本庁及び各庁舎で閲覧できます。

今後は、この基本計画をもとに新たな設計者を選び、事業を進めることとなります。

問 市民文化ホール等整備課

28・6022

2月7日は「北方領土の日」

2月7日を「北方領土の日」としたのは、1855年2月7日の日露通好条約の調印日にちなんだものです。同条約は、日露両国が国交を開くに際し、北方四島（択捉島・国後島・色丹島・歯舞群島）が日本固有の領土であることを両国が初めて正式に確認した歴史的な意義を有する条約です。

ロシアとの北方領土返還交渉は長年行われていますが、いまだに進展がみられません。

北方領土返還実現のため、全国的な北方領土返還要求運動を一層推進しましょう。



問 総務課 28・6002

平成27年度資源回収団体募集

市内で古紙（新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、雑紙）、古着を自治会や愛護班など市民団体による自主的な回収活動により、資源の再利用及びごみの減量に取り組んでいただける団体を募集します。

なお、実施団体には回収量に応じた補助金（1キログラムにつき5円）を交付します。

団体登録・申込方法

補助金を受ける場合、新規または継続にかかわらず毎年団体登録が必要です。

各庁舎市民窓口センターまたは生活環境課に備え付けの登録用紙に必要事項を記入の上、お申し込みください。

※補助金の申請には実施状況の写真の添付が必要です

平成26年度分補助金の申請

3月末までに資源回収を実施した団体は、4月末までに補助金申請をしてください。期日を越えると補助金の支払いがでなくなります。



申 生活環境課 28・6015

市有地を売ります

左記の土地を一般競争入札により売ります。なお、売払予定価格は、最低落札価格です。

申込受付期限

2月10日（火）17時15分まで

番号	所在・地番	面積	売払予定価格	備考
①	三島朝日二丁目 字八幡 53番3	240.34㎡ (72.70坪)	7,330,370円	立石団地跡地
②	土居町入野 871番2	759.79㎡ (229.83坪)	20,134,435円	消防土居分署跡地（宅地）
③	土居町入野 925番2	414.83㎡ (125.48坪)	4,355,715円	消防土居分署訓練場跡地（宅地）

※右記のほかにも売払い市有地があります。詳しくは、市ホームページ内「市政情報」→「入札・契約」の「市有地売払い公告」をご覧ください。管理課までお問い合わせください

申 管理課 管財係 28・6008

あったか子育てセミナー

日 2月20日（金）19時～21時
場 福祉会館4階 多目的ホール
内 「子どものほめ方・しかり方」をつまづいている子ども達への対応を中心に

講 藤岡智仁さん（四国中央病院小児科）

対 子どもたちの成長に関わっている方

申 電話でお申し込みください
募 2月17日（火）まで



申 こども課 発達支援室
28・6029

在宅医療災害時対策訓練

日 2月18日（水）19時～20時30分

場 福祉会館4階 多目的ホール

内 東日本大震災時のDVD鑑賞、防災備品を使用した防災訓練、災害時の応急処置など

対 訪問看護、訪問介護、介護支援専門員、民生委員

定 200名程度

問 HITO病院 在宅医療連携拠点センター 59・9040

災害ボランティア活動研修会

地域のつながりと防災について、この機会に改めて考えてみませんか。

日 3月6日(金) 19時～20時30分

場 福祉会館4階 多目的ホール

内 講演「東日本大震災 災害ボランティア」

講 毛利泰明さん(消防科学総合センター 防災図上訓練指導員)

問 ボランティア市民活動センター 28・6039

自衛官募集

一般幹部候補生及び歯科・薬剤科幹部候補生

日 5月16日(土)・17日(日) 試験実施

対 22歳以上26歳未満(院課程の方、歯科・薬剤科は別)

募 3月1日(日)～5月1日(金) 備 初任給 21万4900円

問 自衛隊新居浜出張所 0897・32・5396



通信制で高校卒業の資格を取ろう！

県内で唯一の公立通信制課程がある松山東高等学校では、新入学・編入学・転入学の募集が始まります。通信制課程では、それぞれの科目について、レポート学習(自宅での自学学習)、スクーリング(学校での授業)を経て試験に合格すれば単位を修得できます。また、3年以上の修業、74単位以上の単位習得などの条件を満たせば、全日制や定時制課程と同じ高等学校卒業の資格が得られます。卒業後は大学や専門学校などへの進学の道も選べます。

誰でも、年齢を問わず、自分のペースで学習ができます。興味のある方は、お問い合わせください。

募 新入学

2月3日(火)～4月3日(金)

編入学

2月3日(火)～3月19日(木)

転入学

2月3日(火)～3月20日(金)

※入学願書は、入学を希望されるご本人に直接説明し、手渡しています。本人以外にはお渡しできませんのでご注意ください

問 愛媛県立松山東高等学校通信制課程 089・945・0131

地域包括支援センターからのお知らせ

講演「認知症の早期発見から予防に向けて」～認知症予防のできるまちづくりへ～

■とき 3月2日(月) 13:30～15:00 ■ところ 福祉会館4階 多目的ホール ■講師 浦上克哉さん(鳥取大学医学部教授) ※講演終了後、ご希望の方は「もの忘れチェック体験」ができます

もの忘れチェック体験

心配なものの忘れを早期に発見し、予防に取り組めるよう、パソコンを使ったタッチパネル式の「もの忘れ相談プログラム」を体験できます。1人5分程度で簡単にできます！※予約不要 ■とき 2月4日(水)・19日(木) 3月4日(水)・19日(木) 13:30～16:00 ■ところ 福祉会館2階 高齢介護課

「認知症高齢者探そや！体験(徘徊模擬訓練)」してみませんか？ 平成27年度に「認知症高齢者探そや！体験」を実施していただける地域(自治会)を3か所募集します。詳しくは、お問い合わせください。

申 問 高齢介護課 地域包括支援センター 28-6147

家族のいこいスペース

認知症の方を介護するご家族が集まって、お茶を飲みながら情報交換や日頃の介護の悩みなどを話す茶話会です。介護の手を休めて、ちょっと一息つきませんか？ ■とき 2月18日(水) 13:30～15:00 ■ところ 福祉会館2階 教養娯楽室

もの忘れ相談

■とき 2月18日(水) 13:30～14:30 ■ところ 福祉会館2階 高齢介護課 ■内容 1人30分程度の相談で2名まで ■相談医師 宮内昭二さん(宮内メンタルクリニック) ※既に専門医を受診されている方は対象外となります。ご家族のみの相談も可能です！

紙講座受講生募集(第28期生)

開講期間及び受講要領

日 4月～平成28年3月(月1回講座を年間受講)

場 紙のまち資料館

日 年額1500円(別途教材費必要) 募 2月14日(土)～3月1日(日) 9時～16時

申 紙のまち資料館の窓口で直接申し込むか、はがきに住所・氏名・電話番号・講座名・コース(初級・上級・愛好会)を記入し、日付指定配達「2

月14日(土)」で申し込んでください

※窓口での申し込み優先

※受付前「2月13日(金)まで」にはがきが到着した場合は無効

※電話・ファクス・Eメールは2月17日(火)から受付開始

申 問 〒799・0101

川之江町4069番地1

紙のまち資料館 28・6257

Fax 28・6196

✉ kamimomachi@city.shikokuchuo.chime.jp

紙講座 一覧

※当館行事などで変更の場合あり

■ペーパーフラワー教室／講師：宮本美鈴

・初級 (定員30名) 第1土曜日 13:00～16:00
・上級 (定員30名) 第3土曜日 13:00～16:00

■水引細工教室／講師：井川直正

・初級 (定員30名) 第1日曜日 13:00～16:00
・上級 (定員30名) 第3日曜日 13:00～16:00
・愛好会 (定員30名) 第4日曜日 13:00～16:00

■創作和紙人形教室／講師：石村永子

・初級 (定員30名) 第2土曜日 13:00～16:00
・上級 (定員30名) 第4土曜日 13:00～16:00

■絵手紙教室／講師：西原久子

・初級 (定員30名) 第3日曜日 10:00～12:00
・上級 (定員30名) 第2日曜日 13:00～15:00

■手漉き和紙教室／講師：石川英志、谷 順三

・初級 (定員15名) 第3日曜日 13:00～16:00
・愛好会 (定員15名) 第1土曜日 13:00～16:00

■紙バンド手芸教室／講師：星川睦子、梶原伸子

・初級 (定員30名) 第2金曜日 9:30～16:00
・上級 (定員30名) 第1金曜日 9:30～16:00

※年間日程表(予定)は、紙のまち資料館で配布します

相談

不動産のことならお気軽に不動産無料相談

日 2月12日(木) 13時～17時

場 問 (公社)愛媛県宅地建物取引業協会 四国中央連絡協議会及び四国中央宅建協会(宇摩建設会館3階) 24・2265

遠隔操作によるプロバイダー契約トラブルに注意！

プロバイダー(接続業者)の電話勧誘に関する相談で、遠隔操作による変更手続きのトラブルが多く寄せられています。

事例

大手電話会社のサポートセンターを名乗って電話があり「接続料が今より安くなる」などとプロバイダーの変更を勧められ承諾。よくわからないまま指示通り遠隔操作用のソフトをダウンロードし、表示されたIDやパスワードなどを業者に伝えた。すると、遠隔操作されパソコンが自動的に動いていた。変更終了後、大手電話会社に確認したところ「関係がない」とのこと。解約を申し出たが違約金を請求され、納得できない。

アドバイス

事業者の紛らわしい説明により契約事業者からの電話だと勘違いしたり、内容をあまり理解しないまま契約してしまったという相談も多く寄せられています。契約前に不明な点は必ず確認したうえで契約してください。

インターネット接続回線(プロバイダー契約を含む)などの契約は特定商取引法の適用がなく、法律上のクーリング・オフ制度がありません。口頭の合意のみで契約は成立し、一方的な解約は原則できません。虚偽説明など問題のある勧誘を受けたことを理由に契約解除を求める場合も、事後に確認がしにくく解決が難しい事例が多いため、必要がなければきっぱりと断ってください。

事業者が自分のパソコンを遠隔操作させるということは、契約内容を確認する機会を失うだけでなく、パソコン内の情報を事業者が見ることや、自由に操作するのを許すことになりません。安易に契約して遠隔操作をさせないでください。

トラブルになった場合は、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

消費生活に関する相談窓口

市民くらしの相談課 28・6143
愛媛県消費生活センター 089・925・3700

東予若者サポートステーション出張（無料）相談

心のケアから自立に必要なスキルアップまで、トータルにサポートします。

日 2月4日(水)・10日(火)・18日(水)・25日(水) 13時～17時
場 福祉会館1階 相談室
対 就職でお悩みの15～39歳の方、またはその保護者
定 4名(事前予約必要)



申 問 東予若者サポートステーション(新居浜市市民文化センター本館) 0897・32・2181
http://www.i-tsapo.jp/

障がいのある方へ

精神障がい者当事者交流会

日 2月5日(木) 14時～15時30分
場 四国中央市保健センター1階
内 老後のこと、今後のことについて考えよう

問 地域活動支援センター 風楽里 58・7033

肢体不自由・重症心身障がい児者デイケア「おひさん」

日 2月7日(土)・21日(土) 10時～15時
場 四国中央市保健センター2階
内 看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士などによる療育や音楽療法、ボランテアによるレクリエーションなど
※要事前申し込み



問 訪問看護ステーション優

59・1380
生活福祉課 障害者福祉係 28・6023

精神障害者(児)のための家族教室

日 2月16日(月) 13時30分～15時
場 四国中央市保健センター1階
内 薬剤師からのアドバイス「薬の飲み方・付き合い方」「茶話会」お茶を飲みながらリラックスしましょう

問 生活福祉課 障害者福祉係 28・6023

障がい者の就労相談・支援

就業に向けてのお手伝い、職場での支援、休日の過ごし方などの相談を受け付けています。また、事業所の方からの障がい者雇用に関する相談なども受け付けています。
※来所による相談は電話予約が必要

日 月曜日～金曜日 9時～18時
場 伊予三島商工会館1階

問 障害者就業・生活支援センター ジョブあしすとUMA 23・6558(ファクス兼) jobassist@agoon.ocn.ne.jp

障がい児者療育等支援事業

【発達に心配がある未就園・未就学のお子さんの親子あそびと相談のひろば(ミニクラブ)】

日 週2回(火曜日・金曜日)
場 みしま児童センター・川之江児童館
内 保育士などによる親子遊びや音楽療法、季節のイベント、相談支援専門員による相談支援

日 随時(「デイケア」おひさん 共催)

問 社会福祉法人澄心そつだんさぽーと 080・4659・8014

市長の移動談話室 実るトーク を開催します

このまちの未来につながる あったかなご意見をお待ちしています！
施策の充実やまちづくりなどについて、あったかなご意見やご提案をお聞きます。
談話をご希望の方は、各開催日の3日前までに、秘書広報課まで申し込みください。

■ところ・日時
本庁舎2階ロビー 2月9日(月) 13:30～15:00
川之江庁舎1階ロビー 2月10日(火) 13:30～15:00
土居庁舎1階ロビー 2月13日(金) 13:30～15:00

■お願い
○個人及び団体の争議に係る内容については、お断りする場合があります
○一人でも多くの方とお話をさせてもらうため、1人15分程度とさせていただきます
○都合により、時間に変更になる場合があります

申 問 秘書広報課 28-6003

今月の納期

固定資産税 4期分
国民健康保険料 8期分
後期高齢者医療保険料 8期分
介護保険料 8期分
市営住宅使用料 2月分
市営住宅駐車場使用料 2月分
※納期限 3月2日(月)

水道料金 1月分
下水道使用料 1月分
※納期限 2月10日(火)

2月の相談日程

相談日は変更する場合があります。事前に電話で問い合わせてください。

法律相談		問い合わせ先
2/ 4 (水) 13:00～15:00 受付	川之江文化センター1階	社会福祉協議会 28-6127
2/10 (火) 8:30～11:00 受付	福祉会館	
2/18 (水) 13:00～15:00 受付	川之江文化センター1階	
2/20 (金) 8:30～11:00 受付	福祉会館	
2/25 (水) 13:30～15:30	土居福祉センター※要事前予約	
3/ 4 (水) 13:00～15:00 受付	川之江文化センター1階	

司法書士相談 ※要予約		
2/ 5 (木) 9:00～12:00	福祉会館	社会福祉協議会 28-6127
2/12 (木) 13:00～16:00	川之江文化センター1階	
3/ 5 (木) 9:00～12:00	福祉会館	

人権相談		
2/ 2 (月) 13:00～15:00	川之江保健センター	人権施策課 28-6073
2/10 (火) 10:00～12:00	新宮公民館	

年金出張相談 ※要予約		
2/ 4 (水) 10:00～15:30	福祉会館	新居浜年金事務所 (0897) 35-1445
2/ 5 (木) 10:00～15:30	川之江文化センター	
2/18 (水) 10:00～15:30	福祉会館	
2/19 (木) 10:00～15:30	川之江文化センター	
3/ 4 (水) 10:00～15:30	福祉会館	
3/ 5 (木) 10:00～15:30	川之江文化センター	

行政相談		
2/ 2 (月) 10:00～12:00	福祉会館	総務課 28-6002
2/ 9 (月) 9:00～12:00	土居庁舎 1階会議室	
2/10 (火) 10:00～12:00	新宮公民館	
2/17 (火) 13:30～15:30	川之江文化センター2階	
2/23 (月) 10:00～12:00	福祉会館	
3/ 2 (月) 10:00～12:00	福祉会館	

一般・消費・DV相談 (相談窓口)		
2/ 3 (火) 9:30～11:30	新宮公民館	市民くらしの相談課 28-6143
2/ 5 (木) 9:00～11:30	川之江庁舎1階相談室	
2/10 (火) 9:00～11:30	土居庁舎 1階会議室	
2/12 (木) 9:00～11:30	川之江庁舎1階相談室	
2/19 (木) 9:00～11:30	川之江庁舎1階相談室	
2/26 (木) 9:00～11:30	川之江庁舎1階相談室	
3/ 3 (火) 9:30～11:30	新宮公民館	
3/ 5 (木) 9:00～11:30	川之江庁舎1階相談室	
年中(土・日・祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15		市民くらしの相談課 (本庁2階)

指定相談支援事業所

基幹相談支援センター	
TEL 23・7044	受 9時～17時15分
そつだんさぽーと	
TEL 22・3346	受 9時～17時
障がい者相談支援センター	
TEL 28・6135	受 8時30分～17時15分
光と風	
TEL 22・4020	受 9時～17時
権利擁護センター Pandaー四	
TEL 29・5677	受 8時30分～17時30分
シンシア	
TEL 58・4580	受 8時30分～17時30分
ひまわり	
TEL 22・3802	受 8時～17時
相談サポート 優	
TEL 59・1380	受 8時30分～17時30分
三島中央	
TEL 29・5531	受 9時～18時
市こども発達支援事業施設	
TEL 28・6029	受 8時30分～17時15分
相談さぽーと 夢の種	
TEL 080・2983・8478	受 9時～18時

2月の休館日

川之江・おやこ図書館

2 (月)・9 (月)・16 (月)・
21 (土)・23 (月)

三島図書館

2 (月)・16 (月)・21 (土)・
23 (月)※3 (火)～12 (木) は特別
整理期間のためお休み

土居図書館

2 (月)・9 (月)・12 (木)・
16 (月)・21 (土)・23 (月)

土居図書館
除籍本のリサイクル市
日 2月22日 (日) ～ 2月28日 (土)
9時～17時

川之江図書館
子ども映画会 (アニメ) 「いつすんば
うし」「ドナルドダック」 ※無料
日 2月14日 (土) 10時～10時30分
映画会 (一般) 「幸せになるための27
のドレス」 (洋画・吹き替え) ※無料
日 2月19日 (木) 10時～11時50分

図書館のイベント情報

図書館
だより

川之江図書館 28-6256
三島図書館 28-6053
土居図書館 28-6354
おやこ図書館 28-6258

http://www.kaminomachi.jp/

おやこ図書館

バレンタインデーお菓子作り

日 2月7日 (土) 13時30分～15時

対小学生以上

定 20名 ※要申し込み

円 300円

持 三角きん、エプロン



おはなしかい

川之江図書館

えほんとおそぼう (幼児・小学生)

日 2月7日 (土) 14時～15時

ちっちゃなおはなし会 (乳幼児)

日 2月11日 (水・祝) 10時～10時30分

おはなしのじかん (幼児・小学校中学年)

日 2月18日 (水) 15時～15時30分

おやこ図書館

おやこでおはなし会 (乳幼児)

日 2月14日 (土) 10時30分～11時

おはなしのポケット (幼児・小学生)

日 2月28日 (土) 14時～14時40分

三島図書館

おはなし☆らっこ (乳幼児)

日 2月14日 (土) 10時～

きんこんかんのおはなしかみしばい
(幼児・小学3年生)

日 2月14日 (土) 14時～

土居図書館

クッキングとおはなし会 (小学生)

日 2月28日 (土) 14時～

円 100円 ※要予約

じんけん広場

性的マイノリティ (少数者)

人間の性的指向には、いろいろな形があります。異性を愛する人 (異性愛) だけではなく、同性愛や両性愛、無性愛 (アセクシャル) や非性愛 (ノンセクシャル) などさまざまな人がいます。

また、性の自己意識「こころの性」と生物学的な性「からだの性」が違ふ、もしくは違和感を感じるなど、これによりさまざまな葛藤が生じる性同一性障害の人もあります。

このような性的少数者は、どんな社会にも数パーセントいると言われており、日本でも200万人から500万人が性的少数者と言われています。これは、30人のクラスや職場に1人はいる、という数字になります。この数字を見てもわかるように、「テレビの中のこと」や「海外の話」ではなく、みなさんのすぐ身近にもあることです。

人間を単純に「男性」と「女性」の2つのパターンとしてとらえ、それ以外を認めないという考え方は、このパターンに当てはまらない人々を苦しめる原因となっています。

多様な性のあり方を認め合うことは、広くすべての人権を守るために大切です。

問 人権施策課 28・6073



人権の日学習会

日 2月11日 (水・祝) 10時～11時

内 川之江地域商業施設店頭での人権啓発ティッシュ配布活動

問 川之江隣保館 28・6254

川之江隣保館ふれあいのつどい

日 2月22日 (日) 13時～16時

内 人権啓発講演会ほか

場 問 川之江隣保館 28・6254

朝日文化会館人権フェア

人権・同和教育講演会

日 2月27日 (金) 19時～

人権ポスター作品展

日 2月28日 (土)・3月1日 (日)

9時～17時

場 問 朝日文化会館 28・6070

土居隣保館まつり

日 3月1日 (日) 10時～16時

内 作品展示、バザーほか

場 問 土居隣保館 28・6356